

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者



住所 〒660-0891兵庫県尼崎市扶桑町1番21号

氏名 日鉄片倉鋼管株式会社 阪神工場
阪神工場長 岩原臣吾

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-4868-8922

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄片倉鋼管株式会社 阪神工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市扶桑町1番21号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2237 引抜鋼管製造業
②事業の規模	製品出荷額：401,349万円（令和3年度実績）
③従業員数	39名（令和4年4月1日時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	排出量	178 t	t
	(これまでに実施した取組) 硫酸成分の測定管理強化を継続実施。 ※前年度対比受注量回復(+40%)により排出量は増加。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	排出量	175 t	t
	(今後実施する予定の取組) 生産量は引き続き高レベル推移予想につき、前年度並み排出目標とするが設備管理・液成分管理を重点的に実施。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委託業者がローリー車にて槽内から直接回収。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。(現状を継続)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	全処理委託量	178 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	178 t	t
	再生利用業者への処理委託量	178 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者への全量委託。また再利用に努める。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7100 強酸	
	全処理委託量	175 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	175 t	t
	再生利用業者への処理委託量	175 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
今後も優良認定処理業者への全量委託。また再利用に努めます。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	178	t
	(今後実施する予定の取組)		
令和2年3月より電子マニフェスト使用開始済。			
※事務処理欄			

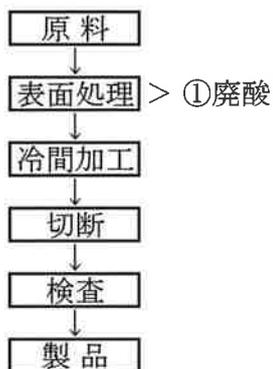
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

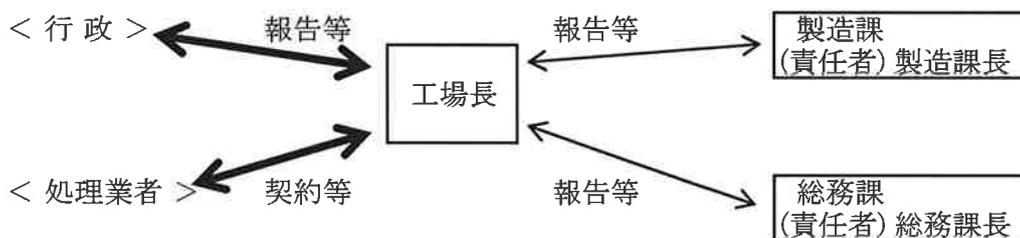
○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



①廃酸

収集運搬<委託:相和運送株> → 濃縮<委託:古河ケミカルズ株式会社>
→ 回収硫酸及び硫酸第一鉄として売却

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



工場長

- ・ 特別管理産業廃棄物処理契約関係の承認と締結。
- ・ 工場内の特別管理産業廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整。

製造課

- ・ 処理委託業者の選定、特別管理産業廃棄物の引渡し、適正処理の確認
- ・ 特別管理産業廃棄物の管理。
- ・ 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 工場内のマテリアルフローの把握。

総務課

- ・ 特別管理産業廃棄物処理委託契約等手続き。
- ・ 工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督